

給付事業

給付金の請求と受領方法

給付対象

会員に給付事由が発生した時、給付項目および給付金額の表（P7. P8）により給付金が支給されます。

受給資格

祝金（結婚祝金・銀婚祝金・金婚祝金・出生祝金・入学祝金・成人祝金・還暦祝金）は、会員になった日から6ヵ月経過後に発生した事由に対して支給されます。入院見舞金・障害見舞金・住宅災害見舞金・死亡弔慰金・永年在会祝金は、会員になった日から1ヵ月経過後に発生した事由に対して支給されます。

※ただし、同一世帯内にあつては、給付事由により支給が制限される場合があります。

請求方法

給付事由が生じましたら、巻末の「給付金請求書兼変更届」（P51、P52）、「給付事由書」（P53）および「永年在会祝金請求書 兼 変更届」（P54）をコピーし、所定の項目を記入のうえ、事由を証明する書類を添付して**事由発生から1年以内**にカナルこうとう窓口または事務局へ請求してください。

○「窓口受領用」請求書

祝金（入学祝金は除く）、見舞金、弔慰金（会員本人死亡は除く）

○「口座振込用」請求書

すべての給付金（永年在会祝金を除く）

○永年在会祝金請求書

永年在会祝金

※「窓口受領用」「口座振替用」の区別は右ページ表の「受領方法」欄をご参照ください。

※印鑑は、シャチハタ不可です。

給付決定

事務局において提出された書類を審査し、承認および不承認を決定します。ただし承認の場合は、給付金の支給をもって、通知に代えさせていただきます。

受領方法

①本人が窓口で受領する場合

請求者本人が、窓口受領用の請求書、証明書類、会員証、印鑑（シャチハタ不可）を持参し、窓口で受領してください。

②本人から委任された代理人が、窓口で受領する場合

窓口受領用の請求書欄と委任状欄に該当事項を請求者本人が記入・押印した請求書、証明書類、本人の会員証、代理人の印鑑を持参し、窓口で受領してください。

※本人と代理人の印鑑が同一の場合は、受付できません。

③口座振込で受領する場合

口座振込用の請求書に請求者本人が記入・押印し、証明書類を添付して事務局に提出してください。（原則本人口座です）

請求期限

請求事由が発生してから**1年以内**です。

※請求期限が過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

異議の申立

給付の決定内容に不服がある場合は、異議の申し立てができます。

申し立てができる期限は、給付承認・不承認の決定後6ヵ月以内です。

給付の制限等

①障害給付金は、障害等級が重くなった場合には以前の等級給付金との差額を給付します。

②会員死亡弔慰金は、同一世帯に複数の会員がいる場合、家族死亡弔慰金の重複給付はしません。会員死亡弔慰金のみ支給になります。

③入院し、退院することなく死亡された場合は、入院見舞金の給付はなく、会員死亡弔慰金のみ給付となります。また、退院後入院見舞金を請求しないで死亡した場合も死亡弔慰金のみ給付となります。

④住宅災害見舞金は、同一世帯に複数の会員がいる場合、1件のみの給付になります。

⑤すべての見舞金・弔慰金は、給付事由の発生原因に災害救助法が適用された時は給付されません。

⑥不正行為等により給付金を受領した時は、給付金を返還していただきます。

※詳細については、巻末の勤労者福祉サービスセンターの事業に関する規則をご参照ください。

⑦会費の納入が滞っている会員からの請求には応じません。

給付項目および給付金額

❖ 祝金

項目	給付事由	給付金額	証明書類等	受領方法
結婚祝金	会員が結婚したとき (請求は2回まで)	20,000 円	●婚姻届出受理証明書 ●戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書	口座振込 窓口支払
銀婚祝金	会員が結婚して満 25 年を迎えたとき	10,000 円	●25 年経過後、交付を受けた戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書	口座振込 窓口支払
金婚祝金	会員が結婚して満 50 年を迎えたとき	20,000 円	●50 年経過後、交付を受けた戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書	口座振込 窓口支払
出生祝金	会員または会員の配偶者が出産したとき	10,000 円	●出生届受理証明書 ●戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書 ●母子手帳の出生届出済証明	口座振込 窓口支払
入学祝金	会員の子が小学校または中学校に入学したとき	5,000 円	●健康保険証 ●母子手帳 ●入学通知書等	口座振込
成人祝金	会員が満 20 歳の誕生日を迎えたとき	10,000 円	●住民票 ●健康保険証 ●運転免許証等	口座振込 窓口支払
還暦祝金	会員が満 60 歳の誕生日を迎えたとき	10,000 円	●住民票 ●健康保険証 ●運転免許証等	口座振込 窓口支払
永年在会祝金	会員が在会満 25 年に達したとき	5,000 円 (区内共通商品券)	なし (事務局で確認)	郵送 窓口引渡

❖ 入院見舞金

項目	給付事由	事由発生日	給付金額	証明書類等	受取方法
会員が連続して入院したとき	入院 7 日以上	退院年月日	3,000 円	医療機関が発行した入院期間を証明するもの (領収書など)	口座振込 窓口支払
	入院 14 日以上		5,000 円		
	入院 30 日以上		15,000 円		
	入院 60 日以上		35,000 円		

❖ 死亡弔慰金

項目	給付事由	事由発生日	給付金額	証明書類等	受取方法	
会員の死亡	会員期間 1 年以上 1 年未満	会員の死亡	死亡年月日	死亡および請求者と続柄が証明できるもの ●死亡証明 死亡事項等記載の戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書 死亡診断書 死亡検案書	口座振込	
						10 年未満
						10 年以上
	会員期間 1 年以上 1 年未満					10,000 円
						会員期間 1 年以上
●会員との続柄が明らかな戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書 ●印鑑登録証明書						

受取人の範囲と順位。(1) 配偶者 (同居の内縁を含む) (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹

会員の配偶者の死亡	会員期間 1 年以上 1 年未満	会員の配偶者の死亡	死亡年月日	10,000 円	死亡および請求者と続柄が証明できるもの ●死亡証明 死亡事項等記載の戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書 死亡診断書 死亡検案書 ●会員との続柄が明らかな戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書	口座振込 窓口支払
	会員期間 1 年以上			30,000 円		
会員の子の死亡 (死産または7ヵ月以上の流産も支給されます。)		会員の子の死亡		10,000 円		
会員の親の死亡		会員の親の死亡		10,000 円		

❖ 障害見舞金

			給付事由	事由発生日	給付金額	証明書類等	受取方法
65歳以下	会員期間 10年以上	第1級	会員が身体障害者手帳の交付を受けたとき	身体障害者手帳交付年月日 または、障害等級決定年月日	100,000円	障害の等級が確認できるもの・ 身体障害者手帳	口座振込
		第2級			75,000円		
		第3級			50,000円		
		第4級			35,000円		
		第5級			25,000円		
		第6級			15,000円		
	会員期間 1年以上 10年未満	第1級			50,000円		
		第2級			35,000円		
		第3級			25,000円		
		第4級			20,000円		
		第5級			15,000円		
		第6級			10,000円		
会員期間 1月以上 1年未満	第1級	20,000円					
	第2、3、4級	10,000円					
	第5、6級	5,000円					
66歳以上	会員期間 1年以上	第1級	50,000円				
		第2級	30,000円				
		第3級	20,000円				
	会員期間 1月以上 1年未満	第1、2、3級	10,000円				

❖ 住宅災害見舞金

※会員が同一世帯で同一建物内に2人以上いる場合、支給は1事由につき、1件までとさせていただきます。

種類	給付事由	事由発生日	給付金額	証明書類等	受取方法
全焼損・全壊 (70%以上の損害)	会員の居住する家屋等が損害を受けたとき	り災年月日	100,000円	り災証明書	口座振込
大規模焼損・半壊 (50%以上、70%未満の損害)			70,000円		
半焼損・半壊 (20%以上、50%未満の損害)			50,000円		
一部焼損・一部壊 (20%未満の損害)			10,000円		
床上浸水			10,000円		

※手続き書類の証明書はコピーで結構です。ただし、印鑑登録証明書は原本をお持ちください。